

※記者発表まで非公表

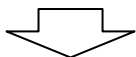
政策評価の内容点検の結果について

○ 政策評価の内容点検（認定関連活動）とは

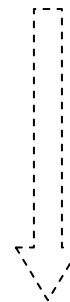
各府省の政策評価について、疑問を抱いた場合、事実関係の把握・整理を通じて疑問を解消し、その結果明らかになった問題の改善を図るもの（評価のやり直しの必要性等の「認定」など）

〔実施手順〕

① 総務省は、各府省の評価書、情報収集結果に基づき、各府省の評価について疑問を生じた場合、各府省への書面による照会等により事実関係の把握・整理を行う



② 事実関係の整理がつき、解明すべき事柄が残らなかった場合（各府省により改善することが表明された場合など）は、その結果を政策評価分科会に報告し、年1回（年度末を予定）まとめて公表
⇒ 評価をやり直す必要性等の「認定」に至らないで終了



③ 事実関係の整理がつかず、なお解明すべき事柄が残る場合は、政策評価分科会において調査審議
⇒ 評価をやり直す必要性等の「認定」の可否を検討

概況

平成20年3月17日（月）開催の政策評価分科会において、引き続き事実関係の整理を進める旨報告した、平成19年度からの継続案件5事例（3府省）のうち、事実関係を整理し、評価結果が妥当なものかを確認した3事例（2府省）について、今回報告するもの（残りの案件については、引き続き事実関係を整理）

⇒ 改善すべき点がみられたものについては、関係府省において改善措置が採られることとなった

【概要（総務省において生じた疑問の種類による分類）】

(1) 比較の対象となる代替案の設定の妥当性に疑義があるもの

事例 1 水道水源開発施設整備事業（安威川ダム・紀の川大堰）（大阪府）〔厚生労働省公共事業再評価〕

主な疑問	確認結果
<p>9万m³/日の水源確保について、新規ダム等建設案（安威川ダム1万m³/日・紀の川大堰1万m³/日・工業用水転用7万m³/日）と代替案（工業用水転用9万m³/日）との比較検討の結果、新規ダム等建設案を採用することとしているが、新規ダム等建設案採用の根拠として複数水源の確保の必要性を挙げるのであれば、より多様な代替案による比較検討を行い、複数水源確保の必要性を検証すべきではないか。</p> <p>また、大地震発生時に大阪市を除く府域全域に応急給水が可能であるという想定で「非常時の飲料水確保の費用」を便益に加算しているが、応急給水の対象地域を限定するなど、地理的観点等を勘案した、より現実的、合理的と考えられる想定に基づき便益を算出すべきではないか。</p>	<p>便益が改めて算出し直され、これを踏まえた他の代替案（安威川ダム0m³/日・紀の川大堰2万m³/日・工業用水転用7万m³/日等）による比較検討の結果が明らかにされた。また、評価書のB/C（費用便益比）も修正（4.43→3.39）される。</p> <p>さらに、今後の事業評価に当たっては、代替案との比較検討内容等が適切かどうか確認を行う旨の認識が示された。</p>

(2) 便益算定の前提となる需要予測の妥当性に疑義があるもの

事例 2 一般国道439号 郷拡幅（高知県）〔国土交通省公共事業再評価〕

主な疑問点	確認結果
<p>本事業の評価においては、国道494号、380号のバイパスは平成17年時点の整備状況を前提として、これらの路線を含む転換元路線から国道439号（郷拡幅を含む）へ交通量が転換してくるとしている一方、転換元路線のバイパスの評価では当該バイパスの将来交通量は増加するとされているなど、国道439号（郷拡幅を含む）の計画交通量と転換元路線の将来交通量と</p>	<p>道路の性格等を勘案した異なる将来交通量の推計方法で算出した結果であるものの、道路事業に関する費用便益分析について、今年の秋の最新データに基づく交通需要推計にあわせて、評価手法の見直しを行うこととしており、その見直し後に再度評価を行うこととし、その際、総務省からの指摘を踏まえて、競合する路線の将来交通量の関係について精査し、相互に整合性を確保するなどの認</p>

<p>の推計方法が異なることもあって、その相互関係について矛盾が生じていると考えられる。</p> <p>本事業については評価をやり直すべきではないか。</p>	<p>識が示された。</p>
---	----------------

事例3 一般国道439号 大峠バイパス（高知県）〔国土交通省公共事業再評価〕

主な疑問点	確認結果
<p>本事業の評価においては、国道33号の越知道路は平成17年時点の整備状況を前提として、国道33号から国道439号（大峠バイパスを含む）へ交通量が転換してきている一方、越知道路の評価では当該道路の将来交通量は増加するとされているなど、国道439号（大峠バイパスを含む）の計画交通量と転換元路線の将来交通量との推計方法が異なることもあって、その相互関係について矛盾が生じていると考えられる。</p> <p>本事業については評価をやり直すべきではないか。</p>	<p>道路の性格等を勘案した異なる将来交通量の推計方法で算出した結果であるものの、道路事業に関する費用便益分析について、今年の秋の最新データに基づく交通需要推計にあわせて、評価手法の見直しを行うこととしており、その見直し後に再度評価を行うこととし、その際、総務省からの指摘を踏まえて、競合する路線の将来交通量の関係について精査し、相互に整合性を確保するなどの認識が示された。</p>

【その他：引き続き事実関係の整理を進めるもの】

事例 国営かんがい排水事業（鳴瀬川地区（宮城県）、岩木川左岸地区（青森県））〔農林水産省公共事業期中の評価〕

主な疑問点	今後の検討の方向性
<p>便益として計上されている作物生産効果、営農経費節減効果、更新効果・廃用損失額の算定根拠について事実確認中</p>	<p>これらの効果の算定根拠に係る資料の提供を受けたことから、資料の精査を行った上で今後の方向性について整理する。</p>